

平成 22 年 6 月 1 日現在

研究種目：基礎研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530293
 研究課題名（和文） 地方住民税の税率フラット化による再分配効果
 - 所得階層別・種類別の要因分解 -
 研究課題名（英文） The Redistribution Effect of Flattening Tax Rate in Local Income
 Taxation: the Factor Analysis of Income Classes & Income Sources
 研究代表者
 望月 正光（MOCHIZUKI MASAMITSU）
 関東学院大学・経済学部・教授
 研究者番号：40190962

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国では、地方住民税の再分配効果が、とても重要であることを明らかにした。いわゆる、「三位一体改革」の後、地方住民税はあまり累進的ではなく、国税の所得税は、より累進的になっている。それゆえ、再分配効果の租税改革が実行されただけなく、政府間財政問題の解決にも成功しているのである。

研究成果の概要（英文）：This study showed that the redistribution effect of local income taxation was more important in Japan. After “SANMI ITTAI” reform, the redistribution effect of local income taxation is less progressive, but the national income tax is more progressive. Therefore, the tax reform of redistribution effect was not only achieved, but also succeeded in solving the intergovernmental fiscal problems.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・財政学・金融論

キーワード：申告所得税、個人住民税、三位一体改革、再分配効果、タイル尺度

1. 研究開始当初の背景

わが国の国税としての所得税の再分配効果については、これまでジニ係数に基づいて貝塚・新飯田[1965]、石[1979]などをはじめとして、多くの実証研究がなされてきた。これらの分析では、累進税制を基本とする所得税

の再分配効果が検証されるとともに、再分配係数などを基準としてわが国の所得税の再分配効果の推移が分析されてきた。

これに比して、地方税である個人住民税は、一般に負担分任の原則にしたがい課税されるものとされている。また、地方住民税の所

得割については、国税の所得税と同様に控除および税率を通じた累進構造があり再分配効果が機能してきたことは確かであるにもかかわらず、その再分配効果について詳細な研究はほとんどされていなかった。

しかし、「三位一体改革」によって平成 19 年度から個人住民税の税率を 10% 比例税率にすることが予定されていることから、今後、控除を含めた負担配分のあり方は、重要な検討課題となると思われる。

事実、平成 17 年度の税制調査会でも、以下のように論点整理されている。「地方住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有すると同時に、少子・高齢化に伴い、より重要となる福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できる税である。また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えている。所得税から地方住民税への本格的な税源移譲においても、税率のフラット化が基本となっており、地方住民税の応益性などがより明確になる。地方住民税については、引き続き応益性を明確化しつつ、地方税において中核的役割を果たすものとして充実確保を図る必要がある。」

それゆえ、地方住民税について、税率のフラット化による、応益性に基づく負担分任の課税が志向される。

2. 研究の目的

本研究では、地方住民税による再分配効果が国税と比較してどの程度なのかを明らかにするとともに、その再分配効果が所得階層別・種類別にどのように異なっているのかを、主としてタイル尺度に基づいて要因分解して検証しようとするものである。

これまで税制の再分配効果について、通常

はジニ係数による分析で行われてきた。欧米でも Jenkins[1991]、Slemrod[1992]、Karoly[1994]、Aronson&Lambert[1994]などは、所得税のマイクロデータを用いたジニ係数に基づく分析において、所得税の再分配効果を所得種類別あるいは所得階層別に要因分解を行ない、再分配効果についてより詳細な負担効果分析を行っている。

しかし、わが国の税務データではマイクロデータが公表されていないことから、それを用いて要因分析することは不可能である。また、ジニ係数に基づく再分配効果の分析においては、順位入れ替え等の影響があることが指摘されている。そこで、本研究ではタイル尺度によって税制の再分配効果を、その要因に分解して分析を行うこととする。 Sen[1997]によると、所得分配における不平等を測定するタイル尺度の特長は、この要因分解が整合性を維持しつつ可能な点であることが明らかにされている。このタイル尺度による要因分解こそ、税制分析に新しいフロンティアを築くことになる。

3. 研究の方法

本研究の研究計画・方法を簡潔に記すと以下の通りである。

(1)平成 19 年度においては、1969 年～2005 年の 36 年間について、総務省自治税務局市町村税課、「課税標準額段階別所得割等に関する調」(総務省資料)、昭和 44 年度～平成 17 年度の税務データを利用して個人住民税における所得階層別・種類別の再分配効果の実態とその変遷を明らかにした。

(2)平成 20 年度においては、地方政府に 3 兆円の税源移譲を行うとともに、地方住民税の税率を 10% にフラット化することによって所得階層別の負担配分および再分配効果がどのように変化するかを、平成 19 年度

の実証結果に基づいて推計を行った。

- (3)平成 21 年度においては、以上の実証研究によって得られた分析結果と、法定税率や所得控除額の変更など住民税制と比較対照し、その関連性について検証する。とりわけ、控除効果と税率効果に区分し、税制による再分配効果を寄与度によって明らかにした。
- (4)本研究は、2 週間に 1 回程度各メンバーが分析した結果を報告・検討する形で進めた。

4. 研究成果

平成 19 年度

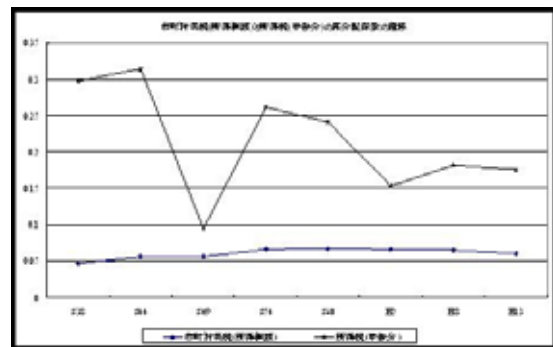
- (1)情報公開により総務省自治税務局市町村税課から 1969 年～2005 年の個人住民税データの提供を受け、住民税の再分配効果をジニ係数とタイル尺度により推計し、両指標による再分配係数の推移について吟味した。
- (2)タイル尺度による要因分解によって、再分配係数に対するそれぞれの所得稼得者内(グループ内)および所得稼得者間(グループ間)の寄与度を計測する。これにより、個人住民税の再分配効果を所得稼得者別に把握できるとともに、異なる所得者間での効果をも把握可能となった。
- (3)同様に、個人住民税の所得階級を、各階級における納税者のシェアを基準にいくつかの階層に分類し、これらの所得階層別に再分配効果について検証した。
- (4)さらに、タイル尺度に基づく再分配効果を、所得控除効果と税率効果に区分し、どちらの効果がより顕著であったか検証する。また、この2つの効果が(4)で区分したどの所得階層にどのような効果を及ぼしているのかについて明らかにした。

実証分析の結果、得られた結論は以下のよう

- (1) 図 1 に示されるように、所得税同様、市町村民税も再分配効果を有しており、その効

果は所得税の約 30%～40%に及ぶ。両者の再分配効果の特徴として、所得税については、

図 1 市町村民税の再分配効果



景気や制度改正等その時代背景に左右され変動は大きく、全体としては減少傾向にある。一方、市町村民税については、非常に安定的であり、全体として上昇傾向にある点が明らかとなった。

- (2) 全体の再分配効果に対しグループ間タイル尺度の寄与度が非常に高く、その寄与率は約 80%～90%に及ぶ。また、所得階層別に見ると高所得階層の寄与度が非常に高く、特に高所得階層(上)の寄与率が約 80%～90%と高い値を示している。

- (3) 全体の再分配効果のうち、所得控除の効果は 30%～40%を占める。その所得控除の効果は、所得水準が低い階層へ大きな影響を及ぼし、特に低所得階層および中所得階層(下)への効果が際立っている。

- (4) 税率の効果は全体の効果の 60%～70%である。税率の効果は、所得水準が高い階層へ大きな影響を及ぼし、特に近年では中所得階層(上)への効果が高まっている。

- (5) 市町村民税全体の実効税率の水準は、「総所得」に「山林所得」「退職所得」を合算した「総所得等」に対する実効税率によってほぼ決定される。

- (6) いずれの年度においても実効税率が所得階層の高まりとともに一様に上昇していることから、「課税標準が高まるにつれてその

実効(平均)税率が上昇する」という意味での累進課税は市町村民税において実現しているといえる。

(7) 平成に入って以降、市町村民税全体の累進性が低下傾向にあるが、これには通常の税率構造のフラット化だけでなく、分離課税の対象となる「土地建物等の長期譲渡所得」に対する税率引下げが影響を与えたとみられる。

平成 20 年度

(1) Davies, J.B. & Hoy, M. [2002] および Davies, J.B., Hoy, M. & Lynch, T. [2003] の分析方法を参考にしつつ、わが国における地方住民税の 10% へのフラット化が所得階層別の負担配分および再分配効果にどのような影響を及ぼすか推計した。

(2) 地方住民税額が 3 兆円増加したものととして、負担額が同額増加し、各所得階層に同一の比率で実効税率が上昇するものと仮定する。その結果、各所得階層に及ぼす再分配効果を推計した。

(3) 各所得階層の控除額と税額控除額は同一であると仮定し、税率が 10% にフラット化された場合の各所得階層における再分配効果を推計した。

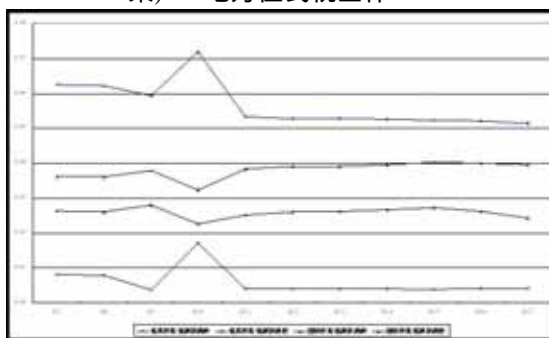
(4) (2) の推計結果と (3) の推計結果を比較し、地方住民税の 10% フラット化による所得階層別の再分配効果について分析した。Davies, J.B. & Hoy, M. [2002] および Davies, J.B., Hoy, M. & Lynch, T. [2003] による、中所得階層の負担が相対的に重くなるとする仮説を検証した。

実証分析の結果、得られた結論は以下のように要約される。

(1) 地方住民税の税率 $t_F^m = 10\%$ フラット化は、それぞれの課税ベースに対し市町村民税においては 0.4% ~ 0.7%、道府県民税においては 1.7% ~ 1.8%、地方住民税全体においては 2.2%

~ 2.5% の増収効果をもたらすと予測される。

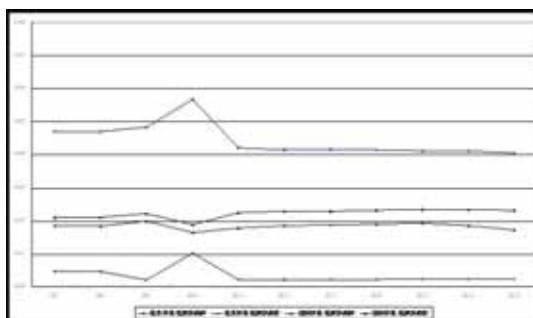
(2) 図 2 に示すように、税率フラット化に
図 2 再分配効果の推移(税率効果と控除効果) - 地方住民税全体 -



よる税源移譲は、再分配効果の水準に着目するのであれば、地方住民税全体で約 2 分の 1 の再分配効果の低下となっており、その低下の主要な部分は市町村民税における大幅な低下によってもたらされている。

(3) 全体の再分配効果を税率効果および控除効果に要因分解すると、税源移譲前の再分配効果については、市町村民税および道府県民税ともに控除効果に対し、相対的に高い税率効果があった。とりわけ、地方住民税全体の再分配効果に対する市町村民税の税率効果の寄与率は非常に高く、地方住民税全体の再分配効果に対し大きな説明力を有していた。(下図 3 参照)

図 3 再分配効果の推移(税率効果と控除効果) - 市町村民税 -



(4) 税源移譲後の再分配効果については、税率フラット化の影響から税率効果は大幅に低下し、全体の効果に対する税率効果の寄与度はほぼなくなる。その結果、税源移譲後の全体の再分配効果はほぼ控除効果のみと

なる。税源移譲による増収効果は、増収税率 $t_F^m - t_F^l$ の効果として表れるが、その効果は控除効果に直接反映されて、増収税率 $t_F^m - t_F^l$ の高い道府県民税の控除効果が、市町村民税のそれと比較し大きく上昇する。

(5) 再分配効果への影響の変化は、課税標準額でみた場合、少なくとも中所得階層(下)と中所得階層(中)の間で表れる。現行税制と比較した場合、地方住民税のフラット化による税源移譲は、課税標準額 120 万円以下の階層に対する再分配効果を上昇させ、120 万円超の階層に対する再分配効果を低下させる。

(6) その一方で、税源移譲を伴う地方住民税のフラット化は、人々の行動に対して「中立的」であるという意味でより効率的な所得課税となるとともに、再分配効果において地方住民税を本来の負担分任原則に近づけることになる。

平成 21 年度

平成 21 年度においては、以上の実証研究によって得られた結論を租税制度による影響という観点から、その因果関係について検証した。とりわけ、今後の住民税制のあり方を指向するという現実的かつ政策的な目標に照らして、マイル尺度やその再分配係数の変動について、その背後にある制度変更、さらにはわが国の社会経済情勢との関連性を詳細に吟味し、検討した。また、本研究は、国税と地方税を含めたわが国所得課税全体の再分配効果の実態とその要因の解明を図る研究の一部であり、その成果についても検証を加えた。

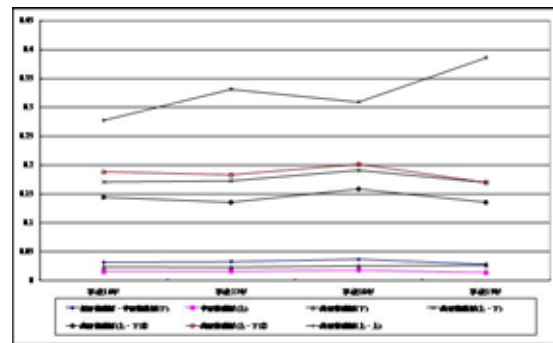
平成 21 年度の検証において、得られた結論は、以下の通りである。

(1) 国税の再分配効果は、税源移譲が実施された平成 19 年において源泉所得税および申告所得税の両者ともに上昇する。申告所得税に関しては、全体の再分配効果の上昇に対し、

税率効果が大きく寄与している。

(2) 全体の再分配効果を所得階層別に分解すると、源泉所得税については、より高い所得階層ほど、再分配効果が相対的に大きくなるといったように、限界税率の上昇の影響が顕著に認められる。(下図 4 参照)

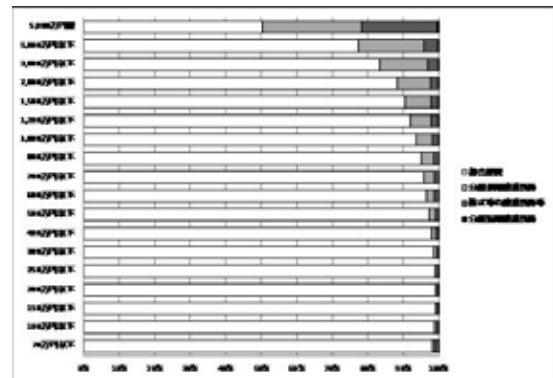
図 4 所得階層別の再分配効果 (源泉所得税)



(3) 一方、申告所得税の再分配効果は、特に所得金額 400 万円超から 1,200 万円以下の階層において、所得階層が高くなるほど大きくなっている。しかしながら、1,200 万円超の階層においては、予想に反してこのような傾向は認められなかった。

(4) 分離課税対象所得の割合が高い所得階級では、総合課税の限界税率よりも低い比例税率が適用される長期譲渡所得あるいは株式等の譲渡所得等の影響を受け、適用限界税率は大幅に低下する。(下図 5 参照)

図 5 総所得中の分離課税対象所得の割合 (平成 19 年)



(5) 1,200 万円超の階層における申告所得税の

再分配効果が税源移譲後にもほとんど変わらなかったのは、同階層が分離課税の影響を強く受けることによって、とりわけ最高所得者に適用される限界税率がほとんど変化しなかったからであると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

野村容康、深江敬志、望月正光、「個人所得税の再分配効果」、『地域経済の再生と公・民の役割』日本地方財政学会研究叢書、査読有、第16号、2010年7月発行
深江敬志、望月正光、野村容康、「三位一体改革」による所得税の再分配効果」、『経済系：関東学院大学経済学会研究論集』、査読有、第242集、2010、pp.51 - 61.

野村容康、「わが国対外証券投資の決定要因 - 課税効果に注目して - 」、『証券経済学会年報』、査読有、第44号、2009、pp.203 - 208.

野村容康、「アメリカにおける州・地方債利子非課税の実態」、『証券経済研究』、査読有、第65号、2009、pp.59 - 79.

望月正光、「産業連関表に基づく地方消費税のマクロ清算方式」、『関東学院大学経済経営研究所年報』、第30号、査読なし、2008、pp.11 - 20.

望月正光、野村容康、深江敬志、「論究 地方住民税のフラット化による税収予測と再分配効果」、『地方財政』、第47巻第2号、査読有、2008、pp.241 - 257.

深江敬志、望月正光、野村容康、「わが国における所得課税の再分配効果 - タイル尺度に基づく実証分析」、『証券経済研究』、第59号、査読有、2007、pp.57 - 81.

深江敬志、望月正光、野村容康、「申告所得税における所得者別・所得階層別の再分配効果」、『財政研究』、第3巻、査読有、2007、pp.123 - 141.

[学会発表](計3件)

野村容康「税源移譲後における所得課税の再分配効果」、日本財政学会第66回大会、2009年10月18日、明治学院大学白金キャンパス(東京都).

野村容康、「個人所得税の再分配効果 - 市町村民税所得割を中心として - 」、日本地方財政学会第16回大会、2008年6月1日、大東文化大学(東京都).

望月正光、「地方住民税フラット化による税収予測と再分配効果」、日本地方財

政学会第15回大会、2007年5月19日、松山大学経済学部(香川県松山市).

[その他]

研究シンポジウム開催、テーマ「わが国所得課税の基本問題」、2009年12月15日、関東学院大学 KGU 関内メディアセンター(神奈川県横浜市).

6. 研究組織

(1)研究代表者

望月 正光 (MOCHIZUKI MASAMITSU)
関東学院大学・経済学部・教授
研究者番号：40190962

(2)研究分担者

野村 容康 (NOMURA HIROYASU)
獨協大学・経済学部・准教授
研究者番号：90383207

(3)研究協力者

深江 敬志 (FUKAE KEIJI)
青山学院大学・経済学部・非常勤講師
研究者番号：